

凡事徹底(縁)

八代第一中学校

生徒指導通心

第27号 2023. 12. 15(金)

校訓：一中生徒としての最善最高の自覚と実践 綱領：至誠貫徹・真理探究・耐久持続
学校教育目標：『みんなが安心して笑顔で過ごせる学校』
スローガン：『夢実現・自己実現』～笑顔と挑戦 一中プライド～

生徒指導(12・1月)月目標：爽やかな挨拶～やつしろスピリッツより～

爽やかな挨拶～挨拶の輪を広げよう～

①地域で家庭で学校で ②自分から ③相手の目を見て笑顔で

大人の集団にレベルアップ～次年度に向けた0学期がスタートします～

早いもので、2学期の登校日数も残り5日間となりました。みんなで団結した学校行事や普段の生活の中で、仲間と過ごす一日一日のありがたさを実感してきたことでしょう。そして、3学期を終えると1年生は「先輩」と呼ばれる存在になります。2年生は「最上級生」としてその姿で一中をリードする存在になります。また、3年生は進路実現に向けた受験があり、クラス全員で過ごせる時間はもっと少なくなります。これから始まる、次年度の新たなくらしに向けて、卒業後の新たな生活に向けて、仲間との温かい関わりの中で、自分を大きく伸ばして欲しいと思います。

さらに、2学期の残り5日間＋3学期＝新年度に向けた0学期として以下の目標を設定します。

☆「夢実現・自己実現」一歩、大人の集団にレベルアップしよう☆
「大人の集団」に必要なのは『実践力』です。それは・・・
⇒時と場に応じて・自分で正しいことを判断して・自分で行動できる力です

義務教育がスタートして7年、8年、9年間、みなさんは多くの人達と出会い、様々な経験を積み重ねてきたことでしょう。これから先は、この「学んだ事」を学校生活や家庭生活、地域での過ごし方といった「実生活」に生かすこと(実践)を通して、総仕上げに入っていきたいと思います。

みんなを守る法律のルールには、どんなものがあるのか?「法務省」より

(1)「不同意わいせつ罪」・「不同意性交等罪」

嫌と思うこと、言うこと、嫌をつらぬくことが難しい状況で、性的な行為がされた場合に該当する犯罪です。被害者が16歳未満の場合は、その人が嫌かどうかに関わらず、すべて「犯罪」の被害となります。(自分の体の大切なところを勝手に触られたらそれは犯罪の被害です)

(2)「撮影罪」・「提供罪」(令和5年6月に法律が改正され新しい規定ができました)

性的な部位や下着を撮影する行為、「イヤ」と言っているのに無理やり撮影する行為、撮影した写真や動画を人に提供する行為です。16歳未満の場合同意に関わらず全て「犯罪」です

(3)「面会要求等罪」(こちらも令和5年6月の法律改正にて規定されました)

性的な行為をする目的でうそをついたり、お金や物をあげるなどと言って、会うことを要求することや、要求の結果実際に会う行為です。性的な写真・動画を撮って送信するように要求することと同様に「面会要求等罪」に該当します。

被害にあった、あるいは、被害にあったかと思った場合は、親や先生などの信頼できる大人、もしくは以下の相談窓口に迷わず相談して下さい。あなたの体はあなただけの大切なものです。

- ① 性被害・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター #8891(24時間受付)
- ② 性暴力に関するSNS相談「Cure time(キュアタイム)」 17時～21時
- ③ 性犯罪被害相談(警察) #8103(24時間受付)